

利潤の性質と源泉

一 問題の所在

利潤にかんする今日の見解によれば、利潤は企業の危険負担に対する報酬だとされている。だが原理的にはそうであっても、現実にかうした概念規定のうえに立つて利潤を算定するのは困難であり、また理論的にも問題があろう。ために、一般の経済理論においては、不確実性のない完全予見のケース——完全競争と完全独占——をあつかうか、そうでない場合には、利潤のなかに本来の利潤ではないものをふくめていることが多い。

利潤論のかうした困難性や混乱の原因をさぐるためにも、利潤の性質と源泉について再検討することは意義があろう。そのためここでは古典派利潤論と今日の見解と

を比較検討するという手法をとった。なぜなら古典派の見解はきわめて実際的かつ単純なものであり、それだけに混乱したものだからである。

ただ混乱の原因をさぐるとしても、それには幾つかの視点が必要であらう。本稿ではこれを、利潤の定義にかかわる諸問題と、利潤の源泉にかかわる問題の二つの点にもとめることにする。うち、第一の問題については、古典派の定義と今日のそれとを比較検討したうえで、さらに、(i)機会費用の概念、(ii)地代の資本還元、(iii)独占収益と利潤、(iv)企業均衡と利潤、等々の問題に言及してみたいと思う。他方、第二の問題については、(i)危険負担の本質、(ii)競争形態と利潤、(iii)労働価値説と利潤、(iv)利潤と分配、等々にわけて問題を考えることにする。

美濃口 武雄

本稿はあくまでも利潤概念にかんする混乱の原因をさぐることを意図するものであって、その整理ないし概念の統一は今後の課題である。主な参考文献は、Edwin Cannan, *A History of the Theories of Production and Distribution*, Reprints of Economic classics, New York, 1967. ならびに William Felner, *Emergence and Content of Modern Economic Analysis*. (松代和郎訳『近代経済分析』) である。⁽¹⁾

(1) 以下は本稿で「Frank H. Knight, "Profit", reprinted in *Readings in The Theory of Income Distribution*, London, 1954.」ならびに「現代の代表的経済学教科書である「サミュエルソン」都留訳『経済学』下巻」を参考にしている。

二 利潤の定義

利潤にかんする古典派の定義と、今日のそれとの最大の相違点は、利潤をたんに企業者職能に対する報酬とみるか、あるいはそれを、企業者をふくめて、同時に資本の所有者、経営者の報酬とみるかにある。資本と経営が一般に分離したと考えられる今日、資本家と経営者との

概念上の区別は容易であろう。だが経済理論においては、さらに危険を負担し、革新を遂行する主体としての企業者を、事業上のルーティン・ワークを行なう経営者とは区別して考えるのが慣行である。要するに現代的定義によれば、利潤とは理論的に想定される活動主体としての企業者に対する報酬なのである。すなわち今日の意味における利潤とは、

企業の新設—経営上の諸費用—已済資本に対する
帰属利子—企業所有者に帰属せざる賃金⁽¹⁾

にはかならない。この差額ないし余剰分が利潤であり、それは危険負担への報酬を物語るものである。

これに対して古典派の利潤概念は、以上の残余項目以外に、利子ならびに経営に対する賃金をふくむものである。たとえばアダム・スミスは、利潤を以下のような三つの意味に解釈している。まずそれは、「自己の資本を賭してこの投機事をやってみるこの事業の企業家」⁽²⁾への報酬であり、次にそれは、「彼の資本と一定の規則正しい比例を保つことを期待してやまない」⁽³⁾投下資本への報酬であり、最後にそれは、「たんに指揮・監督の労働賃金にすぎざるものにあらず」⁽⁴⁾という意味における労働へ

(17) 利潤の性質と源泉

の報酬である。以上の各々が、危険負担に対する報酬、投下資本への利子、経営者に対する賃金をあらわしていることは想像に難くない。なお危険負担に対する報酬については、リカードもそれを次のような意味合いにおいて理解していたようである。「蓄積に対する動機は、利潤の減少と共に減少し、その利潤がその資本を生産的に使用する上に於て必然遭遇しなければならぬ煩勞と危険とを、充分償うに足らぬところまで下落すれば、それは全く消滅するであろう。」⁽⁵⁾しかしいづれにせよ、近代の定義では、企業所得から控除さるべきものが、古典派では利潤のなかにふくまれているのである。

ところで、古典派の利潤概念に本来の費用項目がふくまれている理由は、理論的にみると、機会費用ないし選択的費用の考え方がなかったためと思われる。たとえ企業者が、同時に経営者であり、かつ資本家であるとしても、理論的には、企業者以外の職能から得られる報酬は、本来これらの職能が分離していたならば支払わざるを得なかったであろう報酬が、たまたま同一主体のもとに帰属すると考えるべきであろう。先の利潤の定義式におい

て、仮に資本がすべて借入れられたものであるなら、それは控除項目の第一項、契約上の諸費用にふくまれるのは当然だが、もしそれが自己資金であっても、定義式第二項の控除項目にあたる帰属利子として、その報酬は費用項目に計上されねばならない。この場合、帰属利子とは、「同じ価値の資本が債務不履行の危険のない固定利付の証券の購入に用いられた場合、生ぜしめるであろう利子率」⁽⁶⁾である。よって、資本はそれがたとえ自己資本であっても、そこから得られるであろう利子額は、機会費用の観点から企業所得より控除されねばならない。同じく経営者が資本家、企業者とは別の主体として雇用されていれば、彼に対する賃金は、第一控除項目の契約上の費用に計上されるが、彼に経営者がその他の職能を兼ねていても、経営者としての報酬は、「所有者が同量の仕事に対してよそでうることのできる契約上の賃金」⁽⁷⁾として、同じく企業所得より控除されねばならないのである。これが控除項目の第三項である。以上の機会費用の観点から控除さるべき費用項目は、それぞれ暗黙的利子、および暗黙的賃金と名付けられることもある。⁽⁸⁾これらは、本来費用であって、企業者の利潤ではないのである。

だが先の定義式において剰余項目とされた利潤が、すべて危険負担に対する企業者への報酬とみなしてよいかどうかには疑問がのこるであろう。なぜなら、独占的收益は先の定義式の控除項目に一見登場していないように思われるからである。さらには、短期において固定要素たる資本の性質から生ずる利益、すなわち準地代は利潤といかなる関係に立つのであろうか。先ず準地代から考えてみよう。古典派において、農産物の価格は限界における費用（地代をふくまない）によって決定され、価格が地代を決めると考えられていた。したがって地代は費用ではないわけである。しかし新古典学派の選択的費用、ないし機会費用の考え方によれば、地代は費用でなくてはならない。なぜなら、リカードオのいうように農業全体の立場からすれば、なるほど地代は価格によって決まるようにみえるかもしれないが（すなわち差額地代）、個々の農家の立場からすれば、生産費のなかに当然地代をふくめなければならないからである。しかもこの場合、土地が競合的用途を有するものであれば、他の用途で得られたであろうより高い収益は、まさに他のことを

しないであることをしたために犠牲にした収益であるから、地主自身もこれを競争的費用の一部として計上せねばならないであろう。すなわち、仮に企業が土地を私有していても、土地から得られるであろう収益は、機会費用として控除されねばならないわけである。さて、いま仮りにこの土地が資本であったとしよう。土地はなるほど自然の産物であり、資本は人為的産物であるから、両者は一見異なるように思われるかもしれない。しかしながら、たとえ完全競争においても、短期においては資本の供給は物理的に、すなわち自然的に供給が制限されている。したがって、土地が自然的に稀少であるとすれば、資本も時間を短期に限定するかぎりでは稀少であり、かつそれは自然的に稀少とみなさざるを得ない。要するに、「競争的に決定されるレントは、自然の稀少性の帰結である」⁽¹⁰⁾。よって資本が稀少であることから得られるであろう収益は、一種の自然的レント、すなわち準地代であり、機会費用の立場からは、これも控除項目の一つとして費用に計上せねばならないのである。この場合、このような収益をもたらす資本の資産価値は市場で評価される（あるいは自然的レントが資本還元され）、これに対し

(19) 利潤の性質と源泉

て純粹利子が資本所有者に帰属するわけである。だから、たまたま需要状態に比べて供給が不足しており、ために正常ならざる収益を獲得したとしても、それは本来の利潤概念に入るものではなく、資産価値の騰貴、したがってまた帰属利子の増加分として費用に計上されねばならないのである。

ところで、他方、独占的収益についてはどうであろうか。完全競争下における、資本供給増大の困難性から生ずる収益は、準地代であり、かつそれは自然の稀少性の結果であった。しかるに独占的収益は、それが特許権であれ、自然的権益であれ、あるいは特別な才能であれ、それらの人為的な供給制限によって発生するものである。この意味において、それは不完全競争下の収益にほかならない。しかも、この収益は不確実性がなくとも、すなわち市場の結果が完全に予見しえても、なお発生するものであり、この観点から先の利潤の定義式で剰余とされた利潤のなかに、この独占的収益が入ってくるのではないかとという疑問が生じてくる。だがこの収益は、「問題のその要素の性格なり、特定の状況を処理するのに定め

られた契約関係なり次第で、レントの形・賃金の形、または利子の形をとる。だから、独占利潤は賃金、利子およびレントと不可分な形で結びついてしまっている。」⁽¹¹⁾したがって、仮にこの問題の要素が自己資本であれば、その収益は帰属利子として計算されるであろう。なぜならこの場合、独占的性格を有するもので、かつ予見される収益は、資本還元された形で生産者の資産価値にくめられるからである。そしてわれわれは、「利潤を計算するためには、これらの資産の市場価値に対する帰属された利子を差し引く」⁽¹²⁾のである。

以上のように、不確実性の存在にもとづく危険負担に対する収益だけを利潤とみなし、それ以外の収益をすべて企業の所得からの控除としてしまうと、利潤の性質は明確になるが、企業均衡のとりあつかいがやや不明確にならざるを得ない。その意味を最後に検討することになよう。

さて、われわれが一般に企業均衡の問題をあつかう場合には、正常収益率を定義し、これをこえる利潤を超過利潤とみなし、それがゼロなる状態を完全均衡と定義す

る。したがって企業均衡を論ずる際には、正常収益率を先ず明確にしておく必要がある。その際、問題は正常収益率に危険プレミアムが含まれるか否かにある。とくにこの問題は、事業投資を考える場合には重要である。なぜなら、事業投資はほとんどつねに危険をとまうものだからである。いま仮に、危険負担への報酬は残余項目であるという先の定義式にしたがって、正常収益のなかに危険プレミアムを含めなかったとしたらどうであろうか。その場合、利潤ゼロの均衡解は不安定なものとならざるを得ない。「なぜなら、企業者に危険を負担させるには、通常純粋利子率（すなわち、債務不履行の危険のない証券に対しても得られる利子率）を上回る収益率の期待が必要だからである。」⁽¹³⁾これに対して超過利潤のある状態を考えると、そこには危険プレミアム以外のさまざまな要因が入ってくるであろう。しかしこの場合、例えば産業への参入の困難性から生ずる諸要因は、「超過利潤」の一定水準にとって必要ではない。「このような場合、一定の率の超過利潤が成立するためには、ただ危険が存在し、企業者がそのような補償なしに危険を負担しようとするだけで充分な筈である。」⁽¹⁴⁾しかるに、事

業投資を行なう場合には、つねに危険がともない、それに対する何ほどの報酬が得られぬかぎり、参入・撤退がくり返されるとすれば、利潤ゼロの解は不安定なものとなってしまふ。ゆえに、最大化すべき利潤の対象が、危険負担に対する報酬としての利潤にのみ限定されるなら、投資行動を前提とした企業均衡は不安定とならざるを得ないのである。

そこでこんどは、正常収益率に必要な危険プレミアムをふくめることにしよう。この場合には、超過利潤ゼロの解は、企業者の危険負担を保証するがゆえに安定的である。しかし、反面で、超過利潤の発生は、これを危険によつては説明できなくなる。おそらくそれは産業への参入の困難性にもとづく収益によつてしか説明し得ないであろう。ところが、これまでの利潤の定義によつて明らかのように、独占的収益をふくめて、一般に予見される地代は、資産の市場価値に資本還元されるのである。すなわち、資本還元されるレントをふくんだ資産の市場価値に対する利子は、本来の利潤ではないとしたのである。とすれば、われわれは企業者がかならずしも本来の利潤ではないものを最大化しようとしているといわざる

を得なくなる。これは本来の定義からの逸脱であり、一貫性を欠いたものといわざるを得ない。この概念上の困難性に対して、われわれはいかに対処すればよいのであろうか。

フェルナーはこの問題に対し、合理的な企業者が最大化しようとしているのは、本来の利潤と資本利得の合計だと答えている。その意味は次のとおりである。たとえば、ある企業の得ている超過利潤が資本還元される性質のものだとしよう。だがこの企業は、そのような資産をすでに資本還元された地代をふくんでいるような価格で手に入れたわけではない。もしそうなら、その企業は「正常」をこえるいかなる収益をも得ていないからである。「彼はそれを手に入れた時、他のいかなる買手も利用することのできる地代を生み出す状況が、やがて生ずるであろうと考えて、それを手に入れたか、あるいは彼は市場において有利な地位にあり、ただ独り、この地代を生み出す状況を利用することができかのどちらかである」と、われわれは仮定しなければならぬ⁽¹⁵⁾。最初の状況は、不確実性がふくまれるがゆえに、それは本来の利潤とみなしてよいであろう。しかし後者は市場で資本

還元しうる、予見された資本利得である。

投資行動が危険をとめない、これに対するプレミアムを保証されぬかぎり、投資を行なわないという企業行動は、経済状況が悲観的であればあるほど、また企業者の「animal spirit」が欠け、独占的企業者になるほど、うなずけるものである。サムエルソンもいうように、「かなりの不確実性と危険が、それに携わる人たちにかかるような経済活動は、危険負担者の競争的な参入と退出を通じて長期的には、危険回避に見合う代償として正の利潤加算額を支払わざるを得ないこととなる。この種の産業に投資される資本の収益は、安全投資に対応する純粋利子のうえに、正の利潤に対応する余分の要因をふくむことになる⁽¹⁶⁾」。だが正確に予見されうる資本利得までが利潤最大化の対象になるという見解は、理解することができない。フェルナーは、ここでやや利潤の意味を広くとりすぎているように思われる。なぜなら正の利潤加算額を見込んで、なお不確実性にもとづく危険プレミアムが存在するなら、超過利潤の定義にとって、正確に予見されうる資本利得は不必要といえるからである。もしも資本利得が不確実なものなら、それはそもそも最初の、資

本還元されうるが不確実なものにふくまれねばならないだろう。資本還元されうるが、不確実なものというのは、超過利潤の発生時に資本還元されうるレントの中には、その資産購入の時点で不確実性をともなうて購入されるがために発生するものがあるからである。フェルナーのいう資本利得がどのような状況のものかは、はっきりしないのであるが、利潤の定義を一貫させるためにも、危険負担に対する報酬のみをあくまでも利潤とみなすべきであろう。

ともあれ、企業危険と企業均衡の問題は、危険プレミアムを正常収益率にふくめても、あるいはふくめなくても、いちおう解決のできるものである。ただ、正常収益率にふくめる場合には、資本還元されうる資本利得、ないしはレントについて、さらに精密な解釈が必要になるであろう。

ただ、こうした危険負担に対する考え方が、危険負担ないし企業利潤の本質であるかどうかにはまだ疑問がこっている。この点は次節の利潤の源泉にかかわる一連の問題のなかで検討してみたいと思う。

(1) フェルナー、松代和郎訳、前掲書、六〇頁。ただし、

本稿では企業の粗所得を所得とし、控除項目の減価償却費を落している。これは議論の単純化のためにほかならない。

(2) アダム・スミス、竹内謙二訳『国富論』上巻、一八一頁。

(3) スミス、前掲書、一八三頁。

(4) スミス、前掲書、一八一頁。

(5) リカードオ、小泉信三訳『経済学及び課税の原理』上巻、一一八頁。

(6) (7) フェルナー、前掲書、六〇頁。

(8) サムエルソン、都留重人訳、前掲書、上巻、八四九頁。

(9) サムエルソン、前掲書、七六二頁。

(10) サムエルソン、前掲書、八五六頁。

(11) サムエルソン、前掲書、八五八頁。

(12) フェルナー、前掲書、六一頁。

(13) フェルナー、前掲書、三一九頁。

(14) フェルナー、前掲書、三二〇頁。

(15) フェルナー、前掲書、二二二頁。

(16) サムエルソン、前掲書、八五三頁。

(17) 「市場価値の増加は通常危険負担に対する報酬である。

しかしそれは本来の利潤ではない。なぜなら、市場価値の増加は経営所得ではないからである。」(フェルナー、前掲書、三二二頁。)として、ややあいまいな定義を与えている。

(23) 利潤の性質と源泉

三 利潤の源泉

今日の利潤の定義は、典型的には企業危険の負担に利潤の源泉をもとめるものである。しかし、企業均衡と利潤にかんする議論からうかがわれるように、危険負担の本質はかならずしも明確ではなかった。さらに、古典派の利潤の定義は、利子および経営者賃金をふくむものであったが、とりわけ前貸資本に対する利子が利潤の源泉として最も大きな意味をもっているのである。したがって、古典派において利潤の正当性を問題とする際には、利子が問題の中心となる。この点が労働価値説と利潤問題の焦点であろう。このほか、利潤の源泉にかかわる問題としては、競争形態と利潤の関係が問われねばならない。なぜなら今日の見解では、完全競争は定義的に危険の存在を排除されているからである。そこには不確実性や予見の不完全性は存在しない。とすれば、危険負担の問題は、当然のことながら不完全競争のケースにかぎられることになる。最後に本稿では、以上の問題への検討をふまえたうえで、純生産物がいかに分配されるかを考えてみたいと思う。

危険負担の本質、いいかえれば利潤を企業家への報酬とみなす考え方は、古典学派になかったわけではない。学説史の定説によれば、すでにセイがこのような考え方に到達していたとされている⁽¹⁾。だが、危険負担の問題を本格的にあつかうようになったのは、チューネン、フォン・マンゴルト以降であり、それが理論化され、体系化されたのは、J・B・クラーク、ナイト、シュンペーターの貢献によるものである⁽²⁾。ここでは、ナイトを中心として危険負担の本質を考えてみよう。

さて、企業の危険負担に対して利潤が報酬として企業者に与えられる理由は何であろうか。チューネンによれば、それは次のとおりである。「さて企業者所得の基礎はどこにあるのか。これが企業者間の競争によって消滅しない原因は何か——資本の使用は已に計算に加へた利子により、経営上の危険は差引した保険料により、而して経営実行の労苦は管理人の給料によって、已に報いられてゐるのに。

この答へ。企業に結びついてゐる所の総ての危険に対する保険会社はなく、一部の危険は企業者が負担しなけ

ればならない。農産物、工場生産物及び商品の価格の単なる下落によって農場賃借人、工場主及び商人はその全財産を失ふことがあるが、この危険に対する保険会社はない。」⁽³⁾ここには、危険が企業者の革新的行動とむすびつくという理解はないが、すでにのべた資本還元される資本利得のうち、予見され得ぬものの一つについて、危険負担の考え方がここではっきり示されている。とりわけ、それは保険のかけられぬ危険という意味で重要である。しかし同時に、危険を負担する企業者の活動は、ギャンブルや投機とも性格を異にするといわねばならないであろう。この点について、ナイトは次のように説明している。「危険はわずらわしいものであり、ために利潤は全体としてはプラスでなければならぬと一般に仮定されている。ギャンブルや投機の現象は、あらゆる参加者が、その行為のために純損失をまねくことを承知していなければならぬのであって、単純かつ一般的主張はできないのである。他方、保険の存在は、ある種の危険は、ある種の人々にとってわずらわしいものであることを物語っている。利潤についての抽象的推論の困難性は、危険の性格が知られておらず、さらにそれが人間的

要因に支配されるところにある。⁽⁴⁾」

ところで、チューネンが「競争によっては利潤は消滅しない」といい、ナイトが「利潤は全体としてはプラスでなければならぬ」というとき、その意味はなんだろうか。前節の最後に検討したように、もし企業者が事業に対して悲観的な予想をし、危険プレミアムを利潤加算額にふくめるのであれば投資行動は行なわないという意味において、利潤は全体としてプラスになるのである。あるいはまた、一回限りの革新の遂行は、やがて競争によってその成果をうばわれてしまうけれども、それが継続して行なわれるかぎりにおいて、プラスの利潤をもたらずと考えるべきなのである。前者の見方は、どちらかといえば、危険負担のわずらわしさ、いい換えれば、企業者の苦痛ないしはリアル・コストの面を強調するものであるのに対して、後者は企業者の生産的貢献を強調するものであろう。ただ生産的貢献といって、革新がつねに成功をもたらずとはかぎらない。新商品の開発を例にとるまでもなく、革新にはつねに予見の不完全性にもとづく危険がつきまとう。このような不確定性が存在するがゆえに、企業者の生産的貢献は測定が

不可能であり、事後的な成果による判定をまつ外はなく、ゆえに企業者は分配面から、残余請求者としての立場を強いられるのである。ナイトが適切に指摘しているように、この面での危険の概念は経済変動と結びついている。「保険のかけられぬ危険は主として経済変動と結びつくものである。変動が意図せる革新の結果であれば、危険はさまざまな仕方で革新者自身と競争企業に影響を与えるであろう。危険自体は意志決定における錯誤であって、ギャンブルの冒険や、保険でカヴァーされる危険とはきわだった対象をみせるものである。仮に経営者が彼の意志決定にかんして、あらゆる点で完全かつ正確な知識を与えられていれば、彼は決して損失をこうむることはないし、競争者もみな同じように情報を与えられていれば、利得を得る機会はないであろう。利潤を変動と結びつけようとする考え方は、経営者の決意が変化を生ぜしめるか、あるいは変化に対する適応性をともなうか、またはその両方であるという事実にすぎない。進歩のない世界では、経営上の決意は何等要求されないであろう。変動は消滅し、保険によってカヴァーされるものとなる。」⁽⁵⁾

このような考え方に立って利潤を考慮するなら、それ

は地代、賃金、利子のいずれの性格をも有するものではない。たとえば、競争体系の作用における摩擦としての利潤論は、ワルラスやカッセルの唱えるところであるが、それは利潤の地代論であるし、稀少な人間の資質に対する報酬としての利潤というドップの考え方は、利潤論というよりは、本質的に賃金論である。⁽⁶⁾さらにそれは、資本に対して比例的に支払われる利子の性質をもつものでもない。まさに不確実性のゆえに、それは企業所得のうち余剰分でなければならぬのである。ナイトもこの観点から、チューネン、フォン・マンゴルト、そしてJ・B・クラーク、シュンペーターの貢献を高く評価しているのである。このように危険負担の本質を考えてみると、危険負担の一部を利潤加算額として控除項目にくめるといふ悲観的企業者の行動や、資本利得のうち、本来、資本資産の価値に事前的に評価できる部分を利潤極大行動の対象とみなすとするフェルナーの見解は一貫性を欠くものであろう。なぜなら、それは危険をわずらわしいものと考え、経済変動を回避しようとする態度にほかならないからである。それは進歩のない世界であり、そこには本来の利潤は存在しない。

ところで危険が経済変動と本質的に結びつくのと同じように、それは不完全競争と結びついている。なんとすれば、完全競争の世界では、だれもが同じように正確な情報を与えられており、不確実性や予見の不完全性は定義的に排除されているからである。だから古典派が一方で自由競争を仮定しながら、なお利潤概念にリスク・プレミアムをふくめているのは矛盾である。ナイトが明言しているように、「利潤理論は本質的には、現実の経済状況の理論的帰結、ないしはそれらを消滅せしめる傾向をもつ、より一般的な価格諸力の諸傾向からの乖離の理論である。すなわち、それは競争の不完全性の理論であり、利潤を除去する意味において定義された完全競争の理論に対する補完の理論なのである。」⁽¹⁾とはいえ、独占的收入が利潤を意味するとはかぎらない。とくに独占的収益の源泉たる特許、特権、のれん等は、人為的に供給の制限された要素から得られるものであって、それは賃金、利子、地代のいずれかに該当するものである。しかもこうした特殊権益は、すでに確立されているものが多く、市場で資本還元しうる性質のものである。すなわち

それは不確実性や予見の不完全性をともなうものではないのである。したがって、不確実性を基準とするかぎり、完全競争と独占とは同一の範疇に入るものとみなすことができる。いい換えれば、企業者への報酬たる利潤は、完全競争の場合も独占の場合も、ゼロとならざるを得ない。独占下においても本来の企業者の役割は不必要であろう。利潤論にかんするかぎり、競争形態の一方の極である完全競争と、他方の極である独占とは、同一の状況にあると考えられるのである。しかし、だからといって独占が正当化されるわけではない。むしろ特殊権益を人為的に制限し、それによって独占者の得るレントは、それが資源の不適正分配をまねき、社会的な生産のロスをもたらす結果生ずるものであって、危険を負担し、あえて革新を遂行する企業者の利潤とは厳に区別されねばならないのである。革新は進歩の根源であり、これに対して報酬の与えられることは倫理的に承認し得ても、資源の不適正分配をもたらし、生産のロスをまねき、かつ進歩をさまたげる独占は、論理的にも決して好ましいとはいえないのである。

革新はその成功者にプラスの利潤をもたらず、革新

の成果はつねにプラスとはかぎらない。むしろマイナスのケースが多いであろう。それゆえにこそ、危険負担に対する報酬は意味をもつわけである。

ところで、今日、人為的独占収益が本来の利潤とは区別して問題とされねばならないように、古典派においても、自然的独占収益としての地代が、古典派の定義する利潤とは独立に、批判の対象とされたのである。それは地代が限界地における費用で決定され、賃金が生存費水準で決まるとき、剰余としての利潤は、土地の収穫逓減のために、資本の蓄積とともに低下し、やがては蓄積を停止させるにいたると考えられたからにはかならない。

加えて、当時の英国には、「穀物法」に対する新興都市階級からの反撥があった。したがって新興階級の代弁者たるリカードは、「自由貿易の旗印のもとに、地主に対抗して農民を製造業者や商人とともに立ち上げらせようと努めたのである。」⁽⁸⁾ よって古典派の一般的基調としては、利潤を不当とするものどころか、むしろそれを正当化しようとしたという方があたっていよう。

だがなお、労働価値説の観点から、古典学派において

利潤の源泉、ないし正当性が問われたことは事実である。ただ古典派に共通していえることは、なるほど危険負担に対する報酬としての利潤を認めているにもかかわらず、議論の対象はよりせまく限定されて、利子としての利潤にあったといえよう。なぜなら、古典派の議論の焦点は、企業者の役割いかんではなく、むしろ資本と結びついた形での利潤にあったからである。

さて、資本蓄積のない始源的状态のもとでは、生産物はすべて労働の所産である。したがって、分前はことごとく労働に与えられるであろう。しかるに資本の蓄積がすすみ、分業の進展するにともなって、生産物の価値は利潤と賃金に分割される。この場合、利潤とは雇主が原料および賃金として前払いした資本に対する利子からなる。だが、これは労働の生産物からの控除分であって、この部分の価値も労働によって測られるという。「価格のすべての異なる構成部分は、これ等諸分か、これ等の各々が購買又は支配し得る労働量により測定される、といわねばならぬ。げに労働は価格の中の労働に分解されるその部分の価値のみならず、また地代に分解され、利潤に分解されるその部分の価値をも測定する。」⁽⁹⁾ (傍点筆

者) いわゆる支配労働価値説がここでは展開されているのであって、その意味は、資本蓄積が始まって以後は、労働は唯一の価値の規制者ではないが、それはいぜん本源的な価値の尺度だということである。もつとも、リカードオになると労働価値説は、財貨にふくまれる労働が交換価値の規制者であるという、投下労働価値説にかわってくる。だがそれでもなお、利潤が労働の価値の搾取であるという見解は、スミス、リカードオには見い出せないのである。たとえばスミスは利潤を労働の生産物からの控除分だとしているが、それは直ちに価値の搾取を意味するものではない。なぜなら、始源的状态のもとでの生産物の価値と、資本蓄積以後の生産物の価値を、それぞれ労働で測ったとき、両者が同じであれば利潤の控除によって労働の絶対的分前は減少するであろうから、それは価値の搾取といえるだろう。しかしスミスはそうはいっていない。「彼が物語っているのは、現実的状况のもとでは、労働者の手にわたらぬ労働の生産物が一部存在し、かつそれは原材料の価格と、労働の賃金をこえる部分だというにすぎないのである。賃金はもはや製造の過程で原料に付加される価値に等しくはない。しかし

といって、この事実は何等生産物価値の上昇を意味するものではない。せいぜいいいえることは、生産物の価値は始源的状态におけるよりも、それを生産するに要する賃金と比べて高いということ、あるいは同じことだが、表現を代えれば、賃金は始源的状态下におけるよりは、全生産物に対する比率がより低くなるということにすぎない。⁽¹⁰⁾」しからば、このような労働の価値の一部が資本家に帰属される理由は何か。それは労働者が、生産期間中の生活資料、原材料購入のためのもとでを所有していないからである。換言すれば、それは労働者が貧困なるがゆえである。さもないければ、彼は「独立の職人」として自立するであろう。⁽¹¹⁾

このようなスミスの考え方に対して、ローダーデルとマルサスは、資本の生産への貢献という立場から反論している。「資本が用いられ、それが、利潤を生み出すのは資本が労働に代替するからであり、人間労働ではなし得ないことを資本がなしとげるからである。」⁽¹²⁾したがって、「アダム・スミスのいうように、資本の利潤が労働の生産物からの控除分だとする考え方はかならずしも正しくない。利潤は労働と同じく資本家の貢献した生産

に対する公正な報酬にすぎないものである。⁽¹³⁾」だが、他方、ジェームズ・ミルやマカロックは、利潤は資本という蓄藏された労働からの所得であり、一種の偽装された賃金であるとしている。「資本ストックの利潤は、蓄藏された労働の賃金の別称にはかならない。」⁽¹⁴⁾「資本は蓄藏せる労働の名のもとに正しくは表現できるものである。一〇〇日分の労働によって生産せられた資本は一〇〇日分の蓄藏せる労働である。」⁽¹⁵⁾

以上の二つの立場からの議論に対しては、それぞれ難点を指摘できる。まず、ローダーデルとマルサスについていえば、それは、「資本の存在とその利用とが生産にとって利益となることを明らかにしているにもかかわらず、……なぜにこの利益が支払われねばならないのか、なぜに資本の用役が、太陽のそれと同じく無報酬ではないのかを証明できていないところにある。」⁽¹⁶⁾他方、マカロックとジェームズ・ミルの見解に対しては、「もし利潤が労働への報酬であるなら、それはだれの労働かと問わねばならぬ。それは資本家の労働ではない。なぜなら資本家は働かないからである。それは資本を生み出した前年の労働者の労働でもない。なぜなら、彼等は当時、

それだけの賃金を支払われているからである。」⁽¹⁷⁾と批判できよう。

こうした価値論をめぐる混乱した議論の中から脱け出して、利潤の正当性を真実費用、ないし苦痛費用の立場から証明しようとしたのが、シーニョアの「制欲説」であった。しかしこの考え方もあくまでも、利子としての利潤の正当性を論証しているにすぎないのである。

われわれがここで、古典派の労働価値説と利潤との関係にかんする議論を展望したのは、それが決して危険負担に対する報酬としての利潤をめぐる議論ではなく、本来利子とみなさるべきものとしての、利潤をめぐる論争であったことを示そうとしたためである。すなわち、ある種の価値判断から何らかの疑問を投ずるとすれば、利子あるいは独占的収益としての地代もしくは準地代が問題なのであって、われわれの定義する利潤ではないことをいいたかったにすぎない。最後にわれわれは、利潤と分配の問題を検討することになろう。

利潤と分配の問題を考えるには、利潤の定義からして不確実性の有無を基準とせねばならない。まず市場の結

果が完全に予測可能な場合について、両者の関係を明らかにしよう。この場合には、均衡が完全であると不完全であると問わず、本来の利潤は存在しない。そしてつねに、生産物は賃金と市場価値に対する利子によって吸収されつくすのである。ただし、完全均衡と不完全均衡とのちがいは、資本供給の自然的制限があるために、需給状態のいかんによって、利子の生産物に占める割合は完全均衡のケースと比べると、不完全均衡のケースでは、より高く又はより低くなるであろう。他方、独占と完全競争とを比較すれば、独占の場合の方が、人為的な要素の供給制限のために、利子の分前は完全競争の場合より高くなるであろう。いずれにせよ、企業が完全な予見をもち、危険が存在しない状態の下では、本来の利潤はゼロであり、かつゼロでもなお生産は行なわれるのである。

これに対して危険の存在する、単なる純粹競争の場合には、不確実性の結果として、生産物の価値は賃金と利子の合計より大又は小となる。いいかえれば、利潤は残差として決まるのである。この場合危険プレミアムを控除項目にふくめるかどうかが問題であるが、もしふくめ

るなら、自由な参入はやがて利潤を排除するであろう。しかしそうでない場合には、価格は長期においても何はどうかの利潤をふくむものでなければならぬ。よって参入をみとめる長期均衡のもので、生産物は利潤、賃金、利子によって吸収されつくすのである。

- (1) 「英国古典派とは対照的に、J・B・セイにはじまるフランスの古典派体系の解説者達は、はじめから利子と利潤の分離を主張し、利潤を賃金の一種としてあつかうことを強調した。」F・H・Knight, *ibid.*, p. 535.
- (2) cf. Knight, *ibid.*, p. 535.
- (3) チャタネン、近藤康男訳『孤立国』、四〇二頁。
- (4) Knight, *ibid.*, p. 542.
- (5) Knight, *ibid.*, pp. 540—41.
- (6) Knight, *ibid.*, p. 540.
- (7) Knight, *ibid.*, p. 539.
- (8) Edwin Cannan, *ibid.*, p. 162.
- (9) スミス、竹内訳、前掲書、一八四頁。
- (10) Cannan, *ibid.*, p. 159. foot note.
- (11) cf. スミス、前掲書、二一六頁。おかし Cannan, *ibid.*, pp. 158—59.
- (12) Lauderdale, *An Inquiry into the Nature and Origin of Public Wealth*, 1804., p. 161.
- (13) Malthus, *Principles of Political Economy*, 1st ed.,

(31) 利潤の性質と源泉

p. 81.
(14) McCulloch, The Literature of Political Economy,
1845, p. 263.
(9) James Mill, Elements of Political Economy, 1st ed.,

1821, pp. 96—7.
(9) Cannan, *ibid.*, p. 161.
(17) Cannan, *ibid.*, p. 167.

(一橋大学助教授)